

赤字下線部（図中は赤表示）：変更箇所

改定後	改定前
目次	目次
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (趣旨) 1</p> <p>第2条 (用語の意義) 1</p> <p>第2章 災害危険区域等における建築物及び大規模建築物等の敷地</p> <p>第3条 (災害危険区域の指定) 2</p> <p>第4条 (災害危険区域内の建築物) 2</p> <p>第5条 (がけ付近の建築物) 6</p> <p>第6条 (大規模建築物等の敷地と道路との関係) 13</p> <p>第2章の2 地盤面等</p> <p>第6条の2 (地盤面等) 18</p> <p>第3章 日影による中高層の建築物の制限に係る区域等の指定</p> <p>第7条 (区域等の指定) 20</p> <p>第3章の2 道に関する基準等</p> <p>第7条の2 (道に関する基準等) 22</p> <p>第4章 特殊建築物</p> <p>第1節 通則</p> <p>第8条 (建築物の敷地と道路との関係) 23</p> <p>第9条 (敷地内の通路) 24</p> <p>第10条 (火を使用する場所の制限) 24</p> <p>第2節 削除</p> <p>第11条から第17条削 25 除</p> <p>第3節 学校</p> <p>第18条 (教室等の設置の禁止) 26</p> <p>第19条 (教室等の出口) 26</p> <p>第20条 (校舎と隣地境界線との距離) 27</p> <p>第4節 共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等及び長屋</p> <p>第21条 (主要な屋外への出口) 28</p> <p>第22条 (出口等の前面空地) 31</p> <p>第23条 (設置の禁止) 32</p> <p>第24条 (外壁及び軒裏の構造) 33</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (趣旨) 1</p> <p>第2条 (用語の意義) 1</p> <p>第2章 災害危険区域等における建築物及び大規模建築物等の敷地</p> <p>第3条 (災害危険区域の指定) 2</p> <p>第4条 (災害危険区域内の建築物) 2</p> <p>第5条 (がけ付近の建築物) 6</p> <p>第6条 (大規模建築物等の敷地と道路との関係) 13</p> <p>第2章の2 地盤面等</p> <p>第6条の2 (地盤面等) 18</p> <p>第3章 日影による中高層の建築物の制限に係る区域等の指定</p> <p>第7条 (区域等の指定) 20</p> <p>第3章の2 道に関する基準等</p> <p>第7条の2 (道に関する基準等) 22</p> <p>第4章 特殊建築物</p> <p>第1節 通則</p> <p>第8条 (建築物の敷地と道路との関係) 23</p> <p>第9条 (敷地内の通路) 24</p> <p>第10条 (火を使用する場所の制限) 24</p> <p>第2節 削除</p> <p>第11条から第17条削 25 除</p> <p>第3節 学校</p> <p>第18条 (教室等の設置の禁止) 26</p> <p>第19条 (教室等の出口) 26</p> <p>第20条 (校舎と隣地境界線との距離) 27</p> <p>第4節 共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等及び長屋</p> <p>第21条 (主要な屋外への出口) 28</p> <p>第22条 (出口等の前面空地) 31</p> <p>第23条 (設置の禁止) 32</p> <p>第24条 (外壁及び軒裏の構造) 33</p>

改定後		改定前	
第 25 条	(寄宿舍等の廊下の幅) …………… 33	第 25 条	(寄宿舍等の廊下の幅) …………… 33
第 26 条	(階段の幅) …………… 34	第 26 条	(階段の幅) …………… 34
第 27 条	(居室の規模等) …………… 34	第 27 条	(居室の規模等) …………… 34
第 28 条	(長屋の構造) …………… 35	第 28 条	(長屋の構造) …………… 35
第5節 ホテル、旅館、簡易宿所、病院及び診療所		第5節 ホテル、旅館、簡易宿所、病院及び診療所	
第 29 条	(設置の禁止) …………… 36	第 29 条	(設置の禁止) …………… 36
第 30 条	(構造) …………… 37	第 30 条	(構造) …………… 37
第 31 条	(廊下及び階段) …………… 38	第 31 条	(廊下及び階段) …………… 38
第 32 条	(棚状寝所を有するホテル、旅館及び簡易宿所の構造) …………… 39	第 32 条	(棚状寝所を有するホテル、旅館及び簡易宿所の構造) …………… 39
第 33 条	(棚状寝所の宿泊室) …………… 40	第 33 条	(棚状寝所の宿泊室) …………… 40
第6節 百貨店、物品販売業を営む店舗及びマーケット		第6節 百貨店、物品販売業を営む店舗及びマーケット	
第 34 条	(敷地と道路との関係) …………… 41	第 34 条	(敷地と道路との関係) …………… 41
第 35 条	(屋外への出口等) …………… 42	第 35 条	(屋外への出口等) …………… 42
第 36 条	(出口等の前面空地等) …………… 46	第 36 条	(出口等の前面空地等) …………… 46
第 37 条	(敷地内の通路) …………… 47	第 37 条	(敷地内の通路) …………… 47
第 38 条	(屋上広場) …………… 49	第 38 条	(屋上広場) …………… 49
第 39 条	(マーケットの売場に附属する住戸) …………… 50	第 39 条	(マーケットの売場に附属する住戸) …………… 50
第7節 興行場等		第7節 興行場等	
第 40 条	(敷地と道路との関係) …………… 52	第 40 条	(敷地と道路との関係) …………… 52
第 41 条	(出口等) …………… 53	第 41 条	(出口等) …………… 53
第 42 条	(出口等の前面空地等) …………… 57	第 42 条	(出口等の前面空地等) …………… 57
第 43 条	(敷地内の通路) …………… 59	第 43 条	(敷地内の通路) …………… 59
第 44 条	(客席等の構造) …………… 60	第 44 条	(客席等の構造) …………… 60
第 45 条	(客席の出口) …………… 61	第 45 条	(客席の出口) …………… 61
第 46 条	(廊下及び広間の類) …………… 62	第 46 条	(廊下及び広間の類) …………… 62
第 47 条	(構造) …………… 64	第 47 条	(構造) …………… 64
第 48 条	(制限の緩和) …………… 66	第 48 条	(制限の緩和) …………… 66
第8節 公衆浴場		第8節 公衆浴場	
第 49 条	(浴室等の構造) …………… 67	第 49 条	(浴室等の構造) …………… 67
第 50 条	(火たき場等の構造) …………… 67	第 50 条	(火たき場等の構造) …………… 67
第9節 自動車車庫及び自動車修理工場		第9節 自動車車庫及び自動車修理工場	
第 51 条	(敷地と道路との関係) …………… 68	第 51 条	(敷地と道路との関係) …………… 68
第 52 条	(自動車用の出入口) …………… 71	第 52 条	(自動車用の出入口) …………… 71
第 53 条	(制限の緩和) …………… 72	第 53 条	(制限の緩和) …………… 72
第 54 条	(出入口の前面空地等) …………… 73	第 54 条	(出入口の前面空地等) …………… 73
第 55 条	(耐火構造等) …………… 76	第 55 条	(耐火構造等) …………… 76
第 56 条	(設備等) …………… 76	第 56 条	(設備等) …………… 76
第 57 条	(他の用途に供する部分との区画) …………… 77	第 57 条	(他の用途に供する部分との区画) …………… 77
第5章 建築設備		第5章 建築設備	
第 58 条	(エレベーターの機械室) …………… 78	第 58 条	(エレベーターの機械室) …………… 78

改定後		改定前	
第 59 条	(エレベーターのピット) 78	第 59 条	(エレベーターのピット) 78
第 60 条	(小荷物専用昇降機の機械室) 79	第 60 条	(小荷物専用昇降機の機械室) 79
第 6 章 雑則		第 6 章 雑則	
第 60 条の 2	(建築物の 特定主要構造部等 に関する制限の特例) 80	第 60 条の 2	(建築物の 主要構造部等 に関する制限の特例) 80
第 61 条	(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の特例) 80	第 61 条	(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の特例) 80
第 61 条の 2	(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の緩和) 81	第 61 条の 2	(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の緩和) 81
第 61 条の 3	(避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の緩和) 81	第 61 条の 3	(避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の緩和) 81
第 61 条の 4	(特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する制限の緩和) 81	第 61 条の 4	(特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する制限の緩和) 81
第 62 条	(仮設建築物に対する制限の緩和) 82	第 62 条	(仮設建築物に対する制限の緩和) 82
第 63 条	(既存の建築物に対する制限の緩和) 83	第 63 条	(既存の建築物に対する制限の緩和) 83
第 63 条の 2	(手数料) 84	第 63 条の 2	(手数料) 84
第 64 条	(委任) 84	第 64 条	(委任) 84
第 7 章 罰則		第 7 章 罰則	
第 65 条	(罰則) 85	第 65 条	(罰則) 85
<参考>		<参考>	
附則 87	附則 87
別表(第 63 条の 2 関係) 90	別表(第 63 条の 2 関係) 90
許可に係る協議・調整に係る窓口 91	許可に係る協議・調整に係る窓口 91

第4節 共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等及び長屋

(主要な屋外への出口)

第21条 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋（以下この条において「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物の避難階における主要な屋外への出口（屋外階段を含む。以下この節において「出口等」という。）は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路で、その通路に面して出口等を有する共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める幅員以上のものを設けた場合

共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計	幅員
200平方メートル以内のもの	1.5メートル（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル）
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2.0メートル
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	2.5メートル
600平方メートルを超えるもの	3.0メートル

- (2) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。）で、出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる幅員1.5メートル以上の敷地内の通路を設けた場合
 (3) 出口等の周囲に公園、広場その他の空地がある場合

【解説】

本条は、共同住宅等の多数の人が出入りする建築物の避難階における避難の安全を確保するため、共同住宅等の主要な屋外への出口は道路に面して設けなければならないこととした規定です。

ここでの「道路に面して」とは、原則として、出口等の面に対して直交方向に道路があり、道路と出口等との間に当該建築物の他の部分又は他の建築物等の障害物がなく、直接道路に通ずる通路を設けるもので、避難上及び安全上支障がない場合とします。

地上に通ずる屋外階段は、任意で設置したものも含めて、すべて「出口等」となります。また、共用の廊下等の形態が明確な場合、玄関（各住戸からの出口）ではなく廊下等から屋外への出口が「出口等」となります（図1）。

なお、第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

第4節 共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等及び長屋

(主要な屋外への出口)

第21条 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋（以下この条において「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物の避難階における主要な屋外への出口（屋外階段を含む。以下この節において「出口等」という。）は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路で、その通路に面して出口等を有する共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める幅員以上のものを設けた場合

共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計	幅員
200平方メートル以内のもの	1.5メートル（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル）
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2.0メートル
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	2.5メートル
600平方メートルを超えるもの	3.0メートル

- (2) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる幅員1.5メートル以上の敷地内の通路を設けた場合
 (3) 出口等の周囲に公園、広場その他の空地がある場合

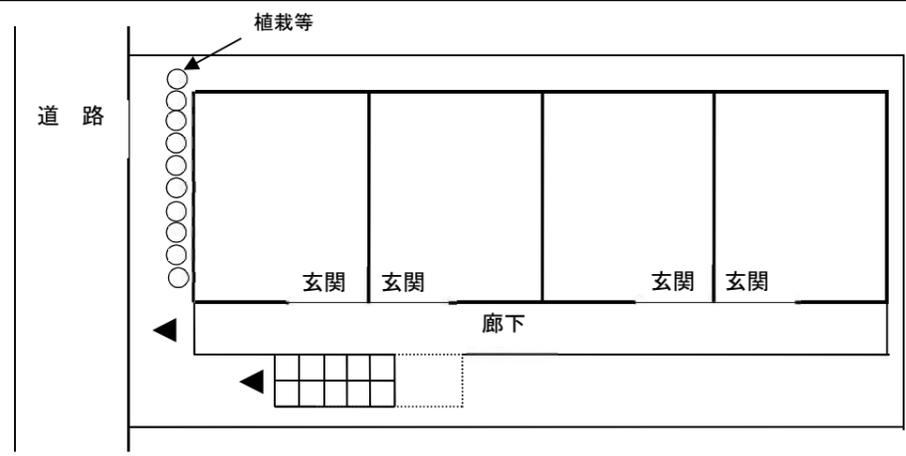
【解説】

本条は、共同住宅等の多数の人が出入りする建築物の避難階における避難の安全を確保するため、共同住宅等の主要な屋外への出口は道路に面して設けなければならないこととした規定です。

ここでの「道路に面して」とは、原則として、出口等の面に対して直交方向に道路があり、道路と出口等との間に当該建築物の他の部分又は他の建築物等の障害物がなく、直接道路に通ずる通路を設けるもので、避難上及び安全上支障がない場合とします。

地上に通ずる屋外階段は、任意で設置したものも含めて、すべて「出口等」となります。また、共用の廊下等の形態が明確な場合、玄関（各住戸からの出口）ではなく廊下等から屋外への出口が「出口等」となります（図1）。

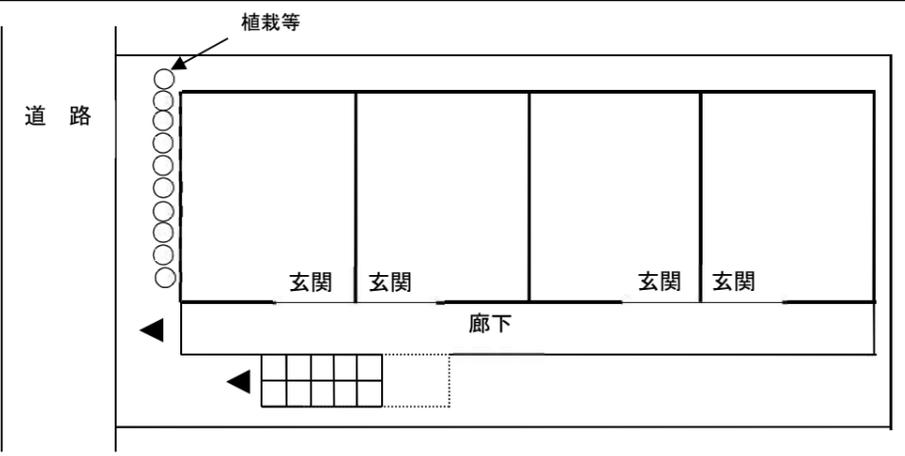
なお、第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。



※共用の廊下等の形態が明確な場合、玄関（各住戸からの出口）ではなく、廊下等から屋外への出口が「出口等」となります。（共用部分のない、長屋の場合は、玄関（各住戸からの出口）が出口等となります。）

◀ : 前面道路面する出口等

図1 出口等の例



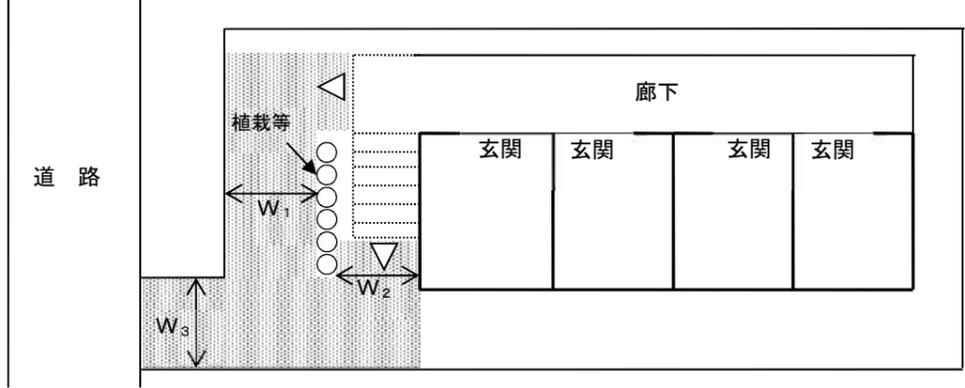
※共用の廊下等の形態が明確な場合、玄関（各住戸からの出口）ではなく、廊下等から屋外への出口が「出口等」となります。（共用部分のない、長屋の場合は、玄関（各住戸からの出口）が出口等となります。）

◀ : 前面道路面する出口等

図1 出口等の例

<第1号、第2号>

道路に面して出口等を設けることができない場合は、出口等の前面に共同住宅等の規模に応じて、規定する幅員以上の道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路を確保するものと規定しています(図2)。



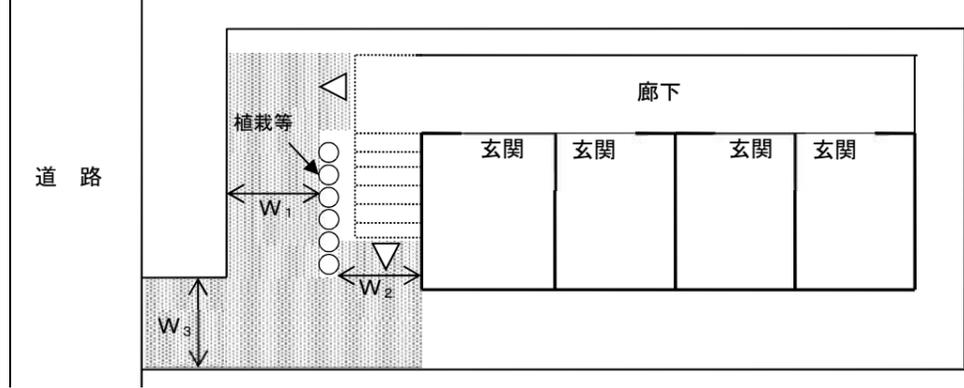
◁ : 前面道路に面さないが、第1号に適合する出口等
 ■ : 道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路の位置
 W_1 : 1階部分が使用する通路 W_1 は、1階部分の床面積の合計によります。
 W_2 : 2階部分が使用する通路 W_2 は、2階部分の床面積の合計によります。
 W_3 : 1階及び2階部分が使用する通路 W_3 は、1階及び2階部分の床面積の合計によります。

図2 出口等及び敷地内通路の例1

また、共用の廊下等から屋外への出口が前面道路に面さず、第1号又は第2号にも適合することができない場合には、直接地上に通ずる掃き出し窓等を「出口等」とみなすこともできます(図3)。

<第1号、第2号>

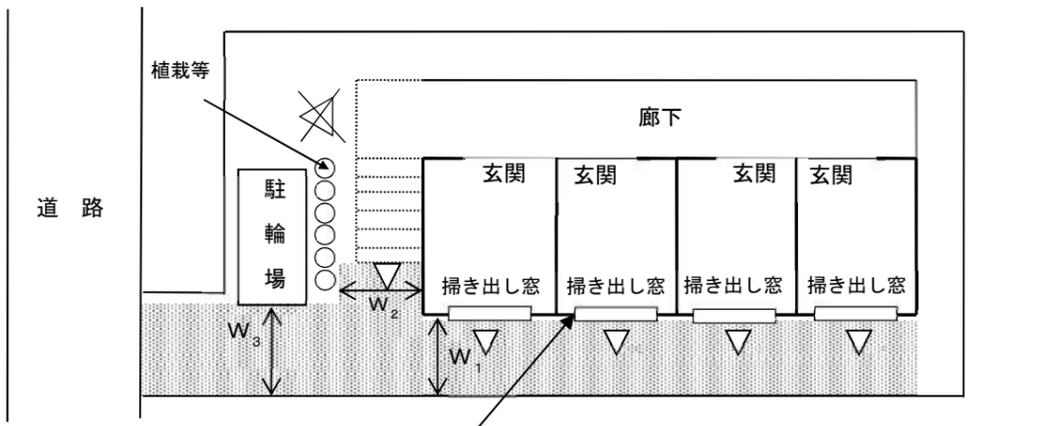
道路に面して出口等を設けることができない場合は、出口等の前面に共同住宅等の規模に応じて、規定する幅員以上の道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路を確保するものと規定しています(図2)。



◁ : 前面道路に面さないが、第1号に適合する出口等
 ■ : 道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路の位置
 W_1 : 1階部分が使用する通路 W_1 は、1階部分の床面積の合計によります。
 W_2 : 2階部分が使用する通路 W_2 は、2階部分の床面積の合計によります。
 W_3 : 1階及び2階部分が使用する通路 W_3 は、1階及び2階部分の床面積の合計によります。

図2 出口等及び敷地内通路の例1

また、共用の廊下等から屋外への出口が前面道路に面さず、第1号又は第2号にも適合することができない場合には、直接地上に通ずる掃き出し窓等を「出口等」とみなすこともできます(図3)。



共用の廊下等から屋外への出口が前面道路に面さず、第1号又は第2号にも適合することができない場合には、直接地上に通ずる掃き出し窓等を「出口等」とみなすこともできます。

- ◁ : 前面道路に面さないが、第1号に適合する出口等
- : 道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路の位置
- W_1 : 1階部分が使用する通路 W_1 は、1階部分の床面積の合計によります。※
- W_2 : 2階部分が使用する通路 W_2 は、2階部分の床面積の合計によります。
- W_3 : 1階及び2階部分が使用する通路 W_3 は、1階及び2階部分の床面積の合計によります。

※ W_1 の算定について：
 通路を利用する住戸の床面積の合計に応じて必要な通路の幅員を算定することも可能です。

W_{1-1} : 2.5m (600㎡ \geq 床面積の合計 : 70+60×4=310㎡ > 300㎡)
 W_{1-2} : 2.0m (300㎡ \geq 床面積の合計 : 60×4=240㎡ > 200㎡)
 W_{1-3} : 1.5m (200㎡ \geq 床面積の合計 : 60×3=180㎡)

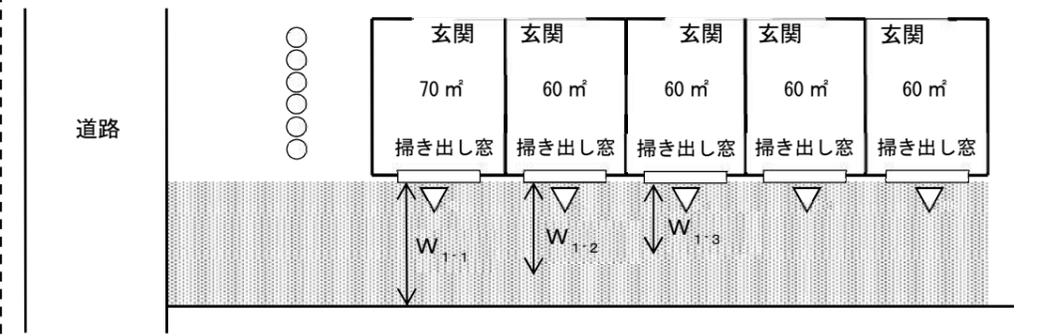
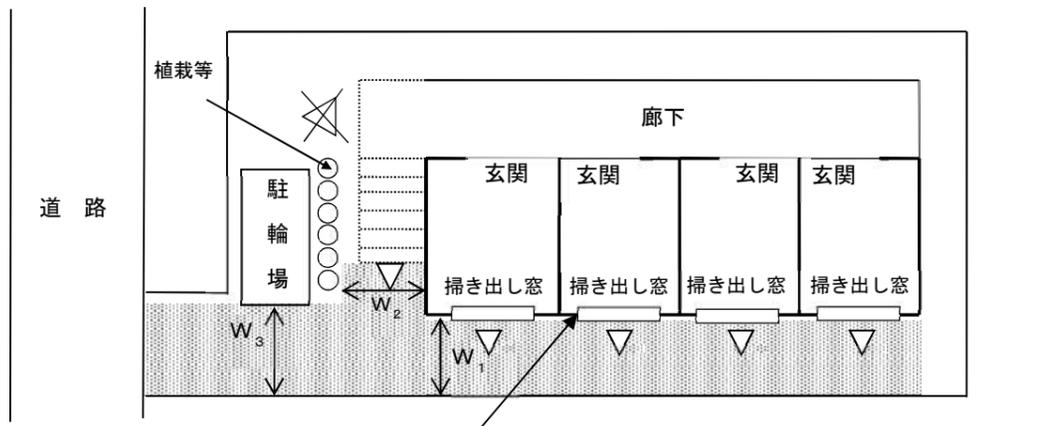


図3 出口等及び敷地内の通路の例2

「共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計」については第8条の考え方に準じます。
 「避難上有効」とは通路内に避難の際の通行に支障のある壁、柱、塀等を設けない場合をいいます。
 敷地と道路に高低差があり、第1号又は第2号に規定する敷地内の通路を傾斜路又は階段状とする場合も、当該敷地内の通路については、各号に定める数値以上の幅員の確保が必要です。



共用の廊下等から屋外への出口が前面道路に面さず、第1号又は第2号にも適合することができない場合には、直接地上に通ずる掃き出し窓等を「出口等」とみなすこともできます。

- ◁ : 前面道路に面さないが、第1号に適合する出口等
- : 道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路の位置
- W_1 : 1階部分が使用する通路 W_1 は、1階部分の床面積の合計によります。※
- W_2 : 2階部分が使用する通路 W_2 は、2階部分の床面積の合計によります。
- W_3 : 1階及び2階部分が使用する通路 W_3 は、1階及び2階部分の床面積の合計によります。

※ W_1 の算定について：
 通路を利用する住戸の床面積の合計に応じて必要な通路の幅員を算定することも可能です。

W_{1-1} : 2.5m (600㎡ \geq 床面積の合計 : 70+60×4=310㎡ > 300㎡)
 W_{1-2} : 2.0m (300㎡ \geq 床面積の合計 : 60×4=240㎡ > 200㎡)
 W_{1-3} : 1.5m (200㎡ \geq 床面積の合計 : 60×3=180㎡)

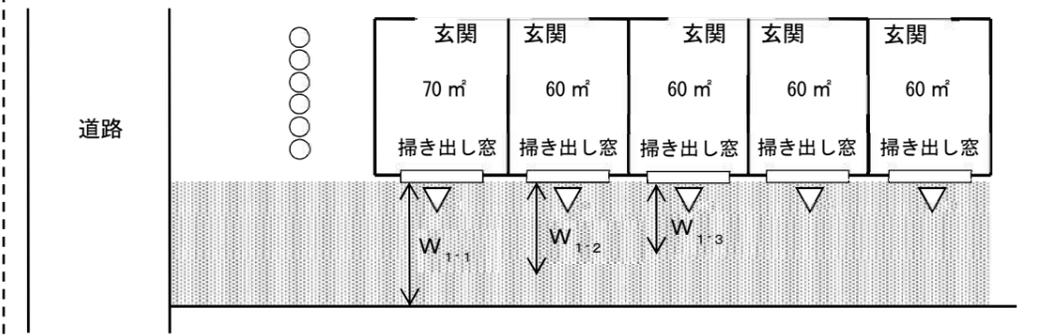


図3 出口等及び敷地内の通路の例2

「共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計」については第8条の考え方に準じます。
 「避難上有効」とは通路内に避難の際の通行に支障のある壁、柱、塀等を設けない場合をいいます。
 敷地と道路に高低差があり、第1号又は第2号に規定する敷地内の通路を傾斜路又は階段状とする場合も、当該敷地内の通路については、各号に定める数値以上の幅員の確保が必要です。

なお、第1号において、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内の建築物については、原則、幅員 1.5メートル以上の通路を設けるものと規定していますが、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物については、幅員 90センチメートル以上の通路を設ければよいものとします。

<第3号>

本号では、出口等の周囲に公園、広場その他の空地(空地として確保できる公共用地等とする。)があり、建築物の利用者の避難に支障がないと判断できる場合においては、出口等を道路に面して設けなくてもよいことを規定しています。

なお、第1号において、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内の建築物については、原則、幅員 1.5メートル以上の通路を設けるものと規定していますが、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物については、幅員 90センチメートル以上の通路を設ければよいものとします。

<第3号>

本号では、出口等の周囲に公園、広場その他の空地(空地として確保できる公共用地等とする。)があり、建築物の利用者の避難に支障がないと判断できる場合においては、出口等を道路に面して設けなくてもよいことを規定しています。

(構造)

第30条 ホテル等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートル以上のものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。

2 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。ただし、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(令第110条の5に定める基準に適合する警報設備を設けたものに限る。)については、この限りでない。

3 前項ただし書に該当する建築物の^{たて}堅穴部分については、令第112条第13項から第15項までの規定を準用する。

4 ホテル等の用途に供する建築物で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

5 建築物の一部が前項に該当する場合においては、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

6 建築物の一部が第1項又は第2項に該当する場合においては、令第112条第18項の規定を準用する。

(構造)

第30条 ホテル等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートル以上のものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。

2 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。ただし、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(令第110条の5に定める基準に適合する警報設備を設けたものに限る。)については、この限りでない。

3 前項ただし書に該当する建築物の^{たて}堅穴部分については、令第112条第13項から第15項までの規定を準用する。

4 ホテル等の用途に供する建築物で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

5 建築物の一部が前項に該当する場合においては、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

6 建築物の一部が第1項又は第2項に該当する場合においては、令第112条第18項の規定を準用する。

【解説】

本条は、ホテル等の宿泊又は入院施設を有する用途の建築物について、避難の安全確保と耐火性能を高めるため必要な規定を定めているものです。

本条の適用を受ける診療所は、2階に患者の入院施設を有するものに限ります。

【解説】

本条は、ホテル等の宿泊又は入院施設を有する用途の建築物について、避難の安全確保と耐火性能を高めるため必要な規定を定めているものです。

本条の適用を受ける診療所は、2階に患者の入院施設を有するものに限ります。

<<第1項>>

本項では、2階においてホテル等の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートル以上となる建築物についての構造基準を規定しています。

「ホテル等の用途に供する部分」とは、宿泊者の宿泊施設や患者の入院施設、施設利用者が使用する諸施設のほか、これらの部分の管理のために必要がある部分で、物置等も含まれます。

<<第1項>>

本項では、2階においてホテル等の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートル以上となる建築物についての構造基準を規定しています。

「ホテル等の用途に供する部分」とは、宿泊者の宿泊施設や患者の入院施設、施設利用者が使用する諸施設のほか、これらの部分の管理のために必要がある部分で、物置等も含まれます。

<<第2項、第3項>>

第2項では、3階以上の階を簡易宿所の用途に供する場合は、耐火建築物等とすることを定めています。

ただし、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満で、令110条の5に規定する警報設備を設置したもののについては、この限りではありませんが、その場合には第3項で規定するとおり、堅穴部分を令第112条第13項から第15項の基準に適合させる必要があります。

<<第2項、第3項>>

第2項では、3階以上の階を簡易宿所の用途に供する場合は、耐火建築物等とすることを定めています。

ただし、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満で、令110条の5に規定する警報設備を設置したもののについては、この限りではありませんが、その場合には第3項で規定するとおり、堅穴部分を令第112条第13項から第15項の基準に適合させる必要があります。

<<第4項、第5項>>

<<第4項、第5項>>

第4項は、ホテル等の用途に供する建築物について、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物の外壁及び軒裏の構造を規定しています。
また第5項では、建築物の一部が第4項に該当する場合には、その部分とその他の部分とを防火区画することを規定しています。

《第6項》

本項では、ホテル等の用途に供する部分とその他の部分について、防火上の安全を図るため、令 112 条第 18 項に基づき防火区画をするよう定めたものです。なお、この場合に特定防火設備、防火設備及び区画貫通部分の構造については令第 112 条第 19 項から第 21 項の規定を準用します。

(棚状寝所を有するホテル、旅館及び簡易宿所の構造)

第 32 条 ホテル、旅館及び簡易宿所の用途に供する建築物において棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が 150 平方メートルを超えるものは、耐火建築物又は法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物(令第 107 条各号又は第 108 条の 4 第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。
2 ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する木造建築物等においては、2 階に床面積の合計が 75 平方メートルを超える棚状寝所を有する宿泊室を設けてはならない。

【解説】

本条では、ホテル、旅館及び簡易宿所のうち、宿泊室に棚状寝所を設けたものについては、不特定多数の人が宿泊室を共用することとなり、過密状態になるおそれがあることから、安全性の確保のため必要な規定を定めています。
なお、本条における宿泊室の床面積の算定は、棚状寝所の設置状態にかかわらず、宿泊室の水平投影面積によります。

《第1項》

本項では、火災防止のため、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が 150 平方メートルを超える場合、耐火建築物又は法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物(令第 107 条各号又は第 108 条の 4 第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。)とすることを規定しています。

《第2項》

本項では、ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する木造建築物等について、棚状寝所を有する2階の宿泊室の床面積の合計を制限しています。

第4項は、ホテル等の用途に供する建築物について、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物の外壁及び軒裏の構造を規定しています。
また第5項では、建築物の一部が第4項に該当する場合には、その部分とその他の部分とを防火区画することを規定しています。

《第6項》

本項では、ホテル等の用途に供する部分とその他の部分について、防火上の安全を図るため、令 112 条第 18 項に基づき防火区画をするよう定めたものです。なお、この場合に特定防火設備、防火設備及び区画貫通部分の構造については令第 112 条第 19 項から第 21 項の規定を準用します。

(棚状寝所を有するホテル、旅館及び簡易宿所の構造)

第 32 条 ホテル、旅館及び簡易宿所の用途に供する建築物において棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が 150 平方メートルを超えるものは、耐火建築物又は法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物(令第 110 条第 2 号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。
2 ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する木造建築物等においては、2 階に床面積の合計が 75 平方メートルを超える棚状寝所を有する宿泊室を設けてはならない。

【解説】

本条では、ホテル、旅館及び簡易宿所のうち、宿泊室に棚状寝所を設けたものについては、不特定多数の人が宿泊室を共用することとなり、過密状態になるおそれがあることから、安全性の確保のため必要な規定を定めています。
なお、本条における宿泊室の床面積の算定は、棚状寝所の設置状態にかかわらず、宿泊室の水平投影面積によります。

《第1項》

本項では、火災防止のため、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が 150 平方メートルを超える場合、耐火建築物又は法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物(令第 110 条第 2 号に掲げる基準に適合するものに限る。)とすることを規定しています。

《第2項》

本項では、ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する木造建築物等について、棚状寝所を有する2階の宿泊室の床面積の合計を制限しています。

(構造)

- 第 47 条** 興行場等の用途に供する建築物の客用の階段は、次に定める構造としなければならない。
- (1) 各階における客用の階段の幅は、1.4メートル以上とし、その幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうちその階段に通ずる客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計 10 平方メートルにつき 17 センチメートルの割合で計算した数値以上であること。ただし、客席のいすが床に固定されている場合における当該幅の合計は、そのいす（長いすにあっては、その長いすの幅を 40 センチメートルで除した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）を 1 席とする。）の席数の合計に 0.8 センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。
 - (2) 回り段を設けないこと。
 - (3) 次項の規定により屋上広場を設けた場合にあつては、客席を有する当該階及び屋上広場に通ずる 2 以上の直通階段を設けること。
 - (4) 主階が避難階以外の階にある興行場等の客用の階段は、これを令第 123 条の規定による避難階段又は特別避難階段とすること。
- 2** 主階を 5 階以上の階に設ける興行場等の用途に供する建築物で、その 5 階以上の階の客席の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるものについては、次に定める屋上広場を設けなければならない。
- (1) 屋上広場の面積は、5 階以上の階のうち床面積（興行場等の用途に供する部分に限る。）が最大の階における床面積の 4 分の 1 以上とすること。
 - (2) 屋上広場には、避難上障害となるような工作物、建築設備その他これらに類するものを設けないこと。
- 3** 観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するものの用途に供する建築物で、その用途に供する主階が避難階以外の階にあるものについては、耐火建築物又は法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物（令第 107 条各号又は第 108 条の 4 第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。）としなければならない。ただし、階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満のものについては、この限りでない。
- 4** 興行場等の用途に供する建築物で、地階に客席を設けるものについては、客席の床面積の合計を 200 平方メートル以下としなければならない。

【解説】

本条では、興行場等の用途に供する建築物について、前条までに定めるもののほか、各部分の構造等について、必要な規定を定めています。

《第 1 項》

本項は、興行場等の客用の階段の構造について、具体的な規定を定めたものです。客用の階段については、各号に定める規定をすべて満たす必要があります。

＜第 1 号＞

本号は階段の最小幅及び、その幅の合計を客席の床面積が最大の階における床面積に応じた割合とすることを規定したものです。客用の階段の幅は 1.4 メートル以上とし、かつ、当該幅の合計は客席の床面積の合計に応じた数値以上とすることを規定しています。なお、ただし書は、第 41 条第 1 項（出口等）のただし書と同様の考え方となります。

＜第 2 号＞

本号は、客用の階段について、避難時の安全を図るため、らせん状の回り階段や、踊場となる部分に回り段

(構造)

- 第 47 条** 興行場等の用途に供する建築物の客用の階段は、次に定める構造としなければならない。
- (1) 各階における客用の階段の幅は、1.4メートル以上とし、その幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうちその階段に通ずる客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計 10 平方メートルにつき 17 センチメートルの割合で計算した数値以上であること。ただし、客席のいすが床に固定されている場合における当該幅の合計は、そのいす（長いすにあっては、その長いすの幅を 40 センチメートルで除した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）を 1 席とする。）の席数の合計に 0.8 センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。
 - (2) 回り段を設けないこと。
 - (3) 次項の規定により屋上広場を設けた場合にあつては、客席を有する当該階及び屋上広場に通ずる 2 以上の直通階段を設けること。
 - (4) 主階が避難階以外の階にある興行場等の客用の階段は、これを令第 123 条の規定による避難階段又は特別避難階段とすること。
- 2** 主階を 5 階以上の階に設ける興行場等の用途に供する建築物で、その 5 階以上の階の客席の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるものについては、次に定める屋上広場を設けなければならない。
- (1) 屋上広場の面積は、5 階以上の階のうち床面積（興行場等の用途に供する部分に限る。）が最大の階における床面積の 4 分の 1 以上とすること。
 - (2) 屋上広場には、避難上障害となるような工作物、建築設備その他これらに類するものを設けないこと。
- 3** 観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するものの用途に供する建築物で、その用途に供する主階が避難階以外の階にあるものについては、耐火建築物又は法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物（令第 110 条第 2 号に掲げる基準に適合するものに限る。）としなければならない。ただし、階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満のものについては、この限りでない。
- 4** 興行場等の用途に供する建築物で、地階に客席を設けるものについては、客席の床面積の合計を 200 平方メートル以下としなければならない。

【解説】

本条では、興行場等の用途に供する建築物について、前条までに定めるもののほか、各部分の構造等について、必要な規定を定めています。

《第 1 項》

本項は、興行場等の客用の階段の構造について、具体的な規定を定めたものです。客用の階段については、各号に定める規定をすべて満たす必要があります。

＜第 1 号＞

本号は階段の最小幅及び、その幅の合計を客席の床面積が最大の階における床面積に応じた割合とすることを規定したものです。客用の階段の幅は 1.4 メートル以上とし、かつ、当該幅の合計は客席の床面積の合計に応じた数値以上とすることを規定しています。なお、ただし書は、第 41 条第 1 項（出口等）のただし書と同様の考え方となります。

＜第 2 号＞

本号は、客用の階段について、避難時の安全を図るため、らせん状の回り階段や、踊場となる部分に回り段

を設置することを禁止しています。

＜第3号＞

本号は、第2項の規定により屋上広場を設置する場合で、避難の安全を確保するため、客席を有する階から屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設置しなければならないと規定しています。

＜第4号＞

本号は、避難の安全を確保するため、主階が避難階以外の階にある場合に、興行場等のすべての客用の階段について、令第123条に規定する避難階段又は特別避難階段としなければならないと規定しています。

＜第2項＞

本項は、令第126条第2項の強化規定で、5階以上の階の客席の床面積の合計が200平方メートルを超える場合には、災害時の一時避難場所となる屋上広場を確保することを規定しています(図1)。

＜第1号＞

第1号では屋上広場の必要面積について規定しています。

「最大の階における床面積」とは、5階以上の階のうち興行場等の用途に供する部分が最大の階における当該用途に供する部分の床面積をいいます(図1)。なお、百貨店等(その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものに限る。)と興行場等(5階以上の階の客席の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。)との複合建築物の場合は、5階以上の階のうちその階の百貨店等の用途に供する部分の床面積と興行場等の用途に供する部分の床面積の合計が最大の階における当該用途に供する床面積の合計となります。

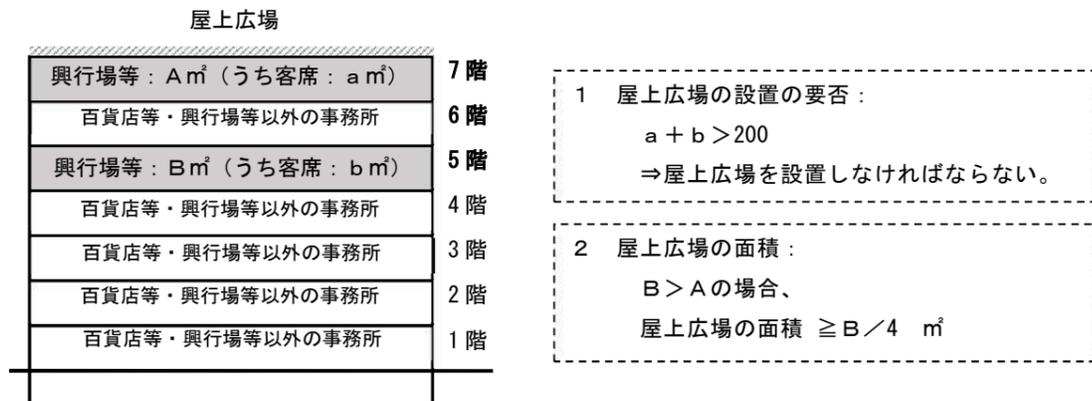


図1 屋上広場の設置及びその面積

＜第2号＞

本号では、屋上広場には、避難上障害となる工作物等を設置してはならないことを規定しています。

前号に規定する、屋上広場の必要面積の算定においては、避難上障害となる工作物等の部分を除くこととなります。

＜第3項＞

本項は、法第27条第1項第4号の適用を受けない興行場について、建築物の構造制限を付加したものです。

＜第4項＞

本項は、興行場等は短時間に不特定多数の客の出入りが集中する施設であることから、安全性を確保するため、地階に設けることのできる興行場等の客席の床面積の合計を規定したものです。

を設置することを禁止しています。

＜第3号＞

本号は、第2項の規定により屋上広場を設置する場合で、避難の安全を確保するため、客席を有する階から屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設置しなければならないと規定しています。

＜第4号＞

本号は、避難の安全を確保するため、主階が避難階以外の階にある場合に、興行場等のすべての客用の階段について、令第123条に規定する避難階段又は特別避難階段としなければならないと規定しています。

＜第2項＞

本項は、令第126条第2項の強化規定で、5階以上の階の客席の床面積の合計が200平方メートルを超える場合には、災害時の一時避難場所となる屋上広場を確保することを規定しています(図1)。

＜第1号＞

第1号では屋上広場の必要面積について規定しています。

「最大の階における床面積」とは、5階以上の階のうち興行場等の用途に供する部分が最大の階における当該用途に供する部分の床面積をいいます(図1)。なお、百貨店等(その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものに限る。)と興行場等(5階以上の階の客席の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。)との複合建築物の場合は、5階以上の階のうちその階の百貨店等の用途に供する部分の床面積と興行場等の用途に供する部分の床面積の合計が最大の階における当該用途に供する床面積の合計となります。

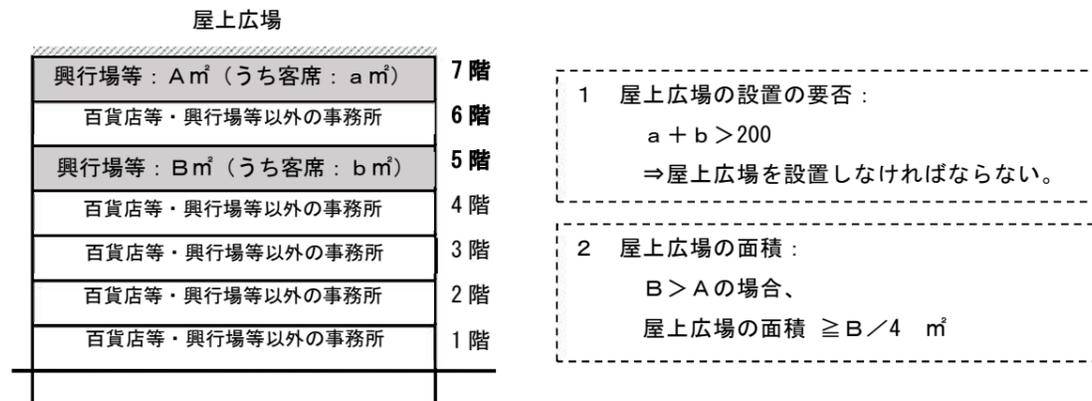


図1 屋上広場の設置及びその面積

＜第2号＞

本号では、屋上広場には、避難上障害となる工作物等を設置してはならないことを規定しています。

前号に規定する、屋上広場の必要面積の算定においては、避難上障害となる工作物等の部分を除くこととなります。

＜第3項＞

本項は、法第27条第1項第4号の適用を受けない興行場について、建築物の構造制限を付加したものです。

＜第4項＞

本項は、興行場等は短時間に不特定多数の客の出入りが集中する施設であることから、安全性を確保するため、地階に設けることのできる興行場等の客席の床面積の合計を規定したものです。

(建築物の**特定主要構造部等**に関する制限の特例)

第 60 条の 2 [令第 108 条の 4 第 3 項](#)の規定に該当する建築物又は同条第 4 項の規定に該当する建築物及びその防火設備に対する第 23 条、第 29 条、第 31 条第 3 項、第 42 条第 2 項、第 46 条第 1 項、第 49 条、第 50 条、第 55 条、第 57 条又は第 58 条の規定の適用については、これらの建築物の部分で**特定主要構造部**であるものの構造は耐火構造と、当該防火設備の構造は特定防火設備とみなす。

【解説】

本条は、[令第 108 条の 4](#)の規定に基づく耐火性能検証法又は防火区画検証法の適用を受ける建築物([令第 108 条の 4 第 1 項 第 2 号](#)又は同条第 4 項に基づき大臣認定を受けたものを含む。)について、耐火構造又は特定防火設備とみなす規定を列挙しています。

(建築物の**主要構造部等**に関する制限の特例)

第 60 条の 2 [令第 108 条の 3 第 3 項](#)の規定に該当する建築物又は同条第 4 項の規定に該当する建築物及びその防火設備に対する第 23 条、第 29 条、第 31 条第 3 項、第 42 条第 2 項、第 46 条第 1 項、第 49 条、第 50 条、第 55 条、第 57 条又は第 58 条の規定の適用については、これらの建築物の部分で**主要構造部**であるものの構造は耐火構造と、当該防火設備の構造は特定防火設備とみなす。

【解説】

本条は、[令第 108 条の 3](#)の規定に基づく耐火性能検証法又は防火区画検証法の適用を受ける建築物([令第 108 条の 3 第 1 項 第 2 号](#)又は同条第 4 項に基づき大臣認定を受けたものを含む。)について、耐火構造又は特定防火設備とみなす規定を列挙しています。

<参考>

附 則（抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定、第4条及び第5条中共同住宅、寄宿舍、下宿又は養老院の規定並びに第3章第3節の規定は、昭和35年10月1日から施行する。
- 2 川崎市建築基準条例（昭和28年川崎市条例第54号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（昭和39年3月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月28日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年12月22日条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年10月9日条例第33号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和62年11月9日規則第89号で昭和62年11月16日から施行）

附 則（昭和63年3月29日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月26日条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第2条の規定は、平成5年7月1日から施行する。（平成5年6月24日規則第63号で平成5年6月25日から施行）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の条例第8条に規定する区域内における建築物については、市長が定める日（平成5年7月1日）までの間、第1条の規定による改正前の条例第8条の規定は、なお効力を有する。（平成5年6月24日規則第64号）

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行（附則第1項ただし書に規定する規定については、当該規定）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。前項の規定において、なお効力を有することとされる場合における同項に規定する日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

附 則（平成8年3月28日条例第8号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）附則第3条に規定する告示があった日から施行する。（平成8年5月10日神奈川県告示第438号）

附 則（平成9年10月4日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定の施行期日は、市長が定める。（平成9年11月7日規則第101号で平成9年11月8日から施行）

附 則（平成11年3月19日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年5月1日から施行する。

（川崎市建築基準条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の際現に建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「旧法」という。）第6条第1項の規定による確認の申請又は旧法第18条第2項の規定による通知がされているものの当該申請又は通知に係る審査については、第2条の規定による改正後の川崎市建築基準条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<参考>

附 則（抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定、第4条及び第5条中共同住宅、寄宿舍、下宿又は養老院の規定並びに第3章第3節の規定は、昭和35年10月1日から施行する。
- 2 川崎市建築基準条例（昭和28年川崎市条例第54号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（昭和39年3月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月28日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年12月22日条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年10月9日条例第33号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和62年11月9日規則第89号で昭和62年11月16日から施行）

附 則（昭和63年3月29日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月26日条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第2条の規定は、平成5年7月1日から施行する。（平成5年6月24日規則第63号で平成5年6月25日から施行）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の条例第8条に規定する区域内における建築物については、市長が定める日（平成5年7月1日）までの間、第1条の規定による改正前の条例第8条の規定は、なお効力を有する。（平成5年6月24日規則第64号）

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行（附則第1項ただし書に規定する規定については、当該規定）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。前項の規定において、なお効力を有することとされる場合における同項に規定する日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

附 則（平成8年3月28日条例第8号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）附則第3条に規定する告示があった日から施行する。（平成8年5月10日神奈川県告示第438号）

附 則（平成9年10月4日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定の施行期日は、市長が定める。（平成9年11月7日規則第101号で平成9年11月8日から施行）

附 則（平成11年3月19日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年5月1日から施行する。

（川崎市建築基準条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の際現に建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「旧法」という。）第6条第1項の規定による確認の申請又は旧法第18条第2項の規定による通知がされているものの当該申請又は通知に係る審査については、第2条の規定による改正後の川崎市建築基準条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 3 月 26 日条例第 19 号抄）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第 2 条の規定は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。
（平成 5 年 6 月 24 日規則第 63 号で平成 5 年 6 月 25 日から施行）

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正前の条例第 8 条に規定する区域内における建築物については、市長が定める日（平成 5 年 7 月 1 日）までの間、第 1 条の規定による改正前の条例第 8 条の規定は、なお効力を有する。（平成 5 年 6 月 24 日規則第 64 号）

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行（附則第 1 項ただし書に規定する規定については、当該規定）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。前項の規定において、なお効力を有することとされる場合における同項に規定する日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 8 号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）附則第 3 条に規定する告示があった日から施行する。（平成 8 年 5 月 10 日神奈川県告示第 438 号）

附 則（平成 9 年 10 月 4 日条例第 44 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定の施行期日は、市長が定める。（平成 9 年 11 月 7 日規則第 101 号で平成 9 年 11 月 8 日から施行）

附 則（平成 11 年 3 月 19 日条例第 20 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

（川崎市建築基準条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第 2 条の規定の施行の際現に建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「旧法」という。）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は旧法第 18 条第 2 項の規定による通知がされているものの当該申請又は通知に係る審査については、第 2 条の規定による改正後の川崎市建築基準条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 12 月 21 日条例第 69 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（第 1 条の規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 10 月 5 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 18 日条例第 9 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定（第 3 章を改める部分に限る。）、第 1 条の改正規定（「並びに法第 56 条の 2 第 1 項」を「及び法第 56 条の 2 第 1 項」に、「区域及び日影時間」を「区域等」に改める部分に限る。）並びに第 3 章の章名、第 7 条の見出し及び同条並びに第 61 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 24 日条例第 14 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 24 日条例第 26 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 63 条の 2 及び別表の規定は、この条例の施行の日以後にする申請について適用する。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日条例第 17 号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 17 年 5 月 31 日規則第 69 号で平成 17 年 6 月 1 日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日条例第 81 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 26 日条例第 19 号抄）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第 2 条の規定は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。
（平成 5 年 6 月 24 日規則第 63 号で平成 5 年 6 月 25 日から施行）

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正前の条例第 8 条に規定する区域内における建築物については、市長が定める日（平成 5 年 7 月 1 日）までの間、第 1 条の規定による改正前の条例第 8 条の規定は、なお効力を有する。（平成 5 年 6 月 24 日規則第 64 号）

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行（附則第 1 項ただし書に規定する規定については、当該規定）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。前項の規定において、なお効力を有することとされる場合における同項に規定する日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 8 号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）附則第 3 条に規定する告示があった日から施行する。（平成 8 年 5 月 10 日神奈川県告示第 438 号）

附 則（平成 9 年 10 月 4 日条例第 44 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定の施行期日は、市長が定める。（平成 9 年 11 月 7 日規則第 101 号で平成 9 年 11 月 8 日から施行）

附 則（平成 11 年 3 月 19 日条例第 20 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

（川崎市建築基準条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第 2 条の規定の施行の際現に建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「旧法」という。）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は旧法第 18 条第 2 項の規定による通知がされているものの当該申請又は通知に係る審査については、第 2 条の規定による改正後の川崎市建築基準条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 12 月 21 日条例第 69 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（第 1 条の規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 10 月 5 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 18 日条例第 9 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定（第 3 章を改める部分に限る。）、第 1 条の改正規定（「並びに法第 56 条の 2 第 1 項」を「及び法第 56 条の 2 第 1 項」に、「区域及び日影時間」を「区域等」に改める部分に限る。）並びに第 3 章の章名、第 7 条の見出し及び同条並びに第 61 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 24 日条例第 14 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 24 日条例第 26 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 63 条の 2 及び別表の規定は、この条例の施行の日以後にする申請について適用する。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日条例第 17 号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 17 年 5 月 31 日規則第 69 号で平成 17 年 6 月 1 日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日条例第 81 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 23 日条例第 27 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 18 号抄）
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日条例第 11 号抄）
（施行期日）
1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
（川崎市建築基準条例の一部改正に伴う経過措置）
6 この条例の施行の際現に工事中の建築物（前項の規定による改正前の川崎市建築基準条例第 11 条各号に掲げるものに限る。）の新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
7 この条例の施行前にした附則第 5 項の規定による改正前の川崎市建築基準条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定に違反する行為及び前項においてなお従前の例によることとされている場合におけるこの条例の施行の日以後にした改正前の条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 7 月 7 日条例第 57 号抄）
（施行期日）
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の 2 及び第 65 条の改正規定並びに次項の規定は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日条例第 27 号）
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 61 条の 2 及び第 61 条の 3 の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日条例第 19 号）
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 11 日条例第 60 号）
この条例は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 14 日条例第 61 号）
この条例は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日条例第 18 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 15 日条例第 29 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日条例第 18 号）
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 2 2 日条例第 3 8 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 0 月 1 3 日条例第 4 9 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 0 月 2 1 日条例第 3 6 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 8 日条例第 1 7 号）
この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 23 日条例第 27 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 18 号抄）
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日条例第 11 号抄）
（施行期日）
1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
（川崎市建築基準条例の一部改正に伴う経過措置）
6 この条例の施行の際現に工事中の建築物（前項の規定による改正前の川崎市建築基準条例第 11 条各号に掲げるものに限る。）の新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
7 この条例の施行前にした附則第 5 項の規定による改正前の川崎市建築基準条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定に違反する行為及び前項においてなお従前の例によることとされている場合におけるこの条例の施行の日以後にした改正前の条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 7 月 7 日条例第 57 号抄）
（施行期日）
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の 2 及び第 65 条の改正規定並びに次項の規定は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日条例第 27 号）
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 61 条の 2 及び第 61 条の 3 の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日条例第 19 号）
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 11 日条例第 60 号）
この条例は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 14 日条例第 61 号）
この条例は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日条例第 18 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 15 日条例第 29 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日条例第 18 号）
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 2 2 日条例第 3 8 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 0 月 1 3 日条例第 4 9 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 0 月 2 1 日条例第 3 6 号）
この条例は、公布の日から施行する。